



2025年1月24日

各 位

会 社 名 株式会社セレコーポレーション  
代表者名 代表取締役社長執行役員 山口 貴載  
(コード：5078、東証スタンダード市場)  
問合せ先 執行役員管理カンパニー長 小野 祐介  
(TEL. 03-3562-7264)

### 株式給付信託 (J-ESOP) の導入及び 第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、新たに株式報酬制度「株式給付信託(J-ESOP)」(以下「本制度」といい、本制度に関してみずほ信託銀行株式会社と締結する信託契約に基づいて設定される信託を「本信託」といいます。)の導入を決議いたしました。

また、本制度の導入に伴い、第三者割当による自己株式の処分(以下「本自己株式処分」といいます。)を行うことについて決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### <本制度の導入について>

##### 1. 導入の背景

当社は、株式上場から2年が経過した2024年4月に長期ビジョン「ビジョン2030」を策定しました。「ビジョン2030」は、いま一度当社の理念に立ち返り、今後の更なる持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を達成するため、将来の“ありたい姿”を定め、その実現に向けた方針や戦略を明確にするものであり、これに則り全社一丸となって取り組んでおります。

「ビジョン2030」では、「企業価値の極大化と物心両面の『しあわせ』の実現」を掲げ、そのために「社会に信頼される企業文化の醸成」が必要であり、事業そのものを通して、社員一人ひとりが社会貢献に紐づいているという実感を醸成させることが重要であると認識しております。

当社はステークホルダーの皆様が満足する企業経営を目指しております。社員一人ひとりが、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識をさらに高めるよう、株価上昇メリット及び株価下落リスクを株主の皆様と共有すべく、本制度の導入を決議いたしました。

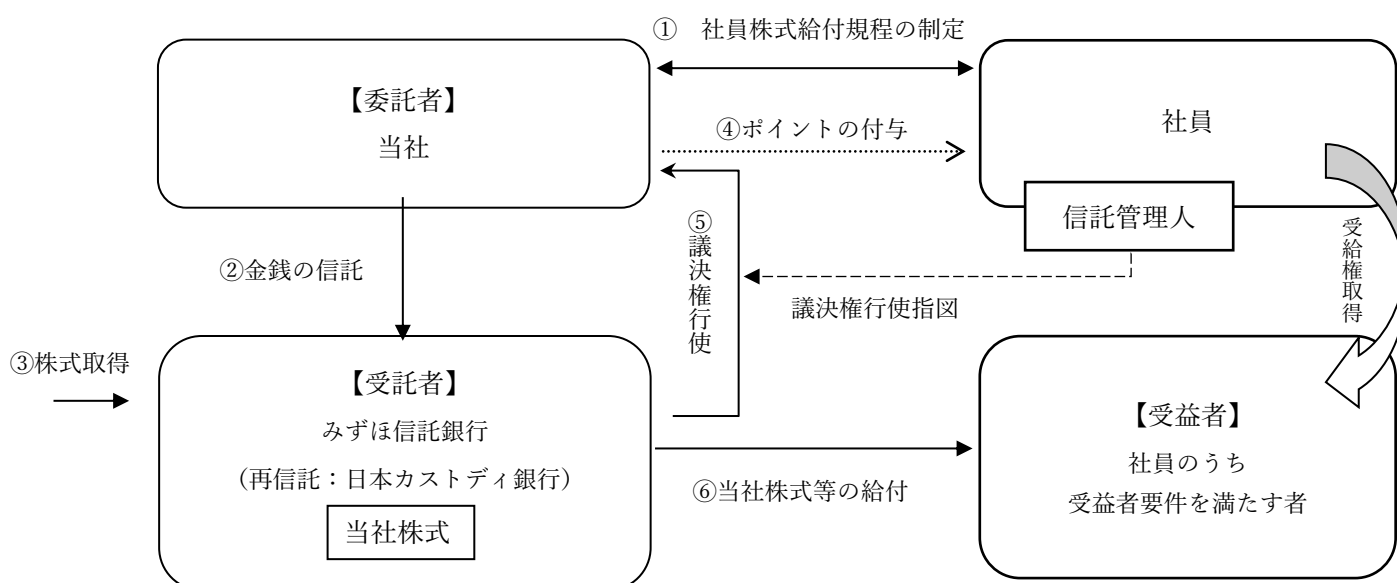
## 2. 本制度の概要

本制度は、米国の ESOP (Employee Stock Ownership Plan) 制度を参考にした信託型のスキームであり、予め当社が定めた社員株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした当社の社員に対し当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下「当社株式等」といいます。）を給付する仕組みです。

当社は、社員のうち管理職（部長及び課長相当）に対し全社業績と役職に応じてポイントを付与し、一定の条件により受給権を取得したときに当該付与ポイントに相当する当社株式等を給付します。社員に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。

本制度の導入により、社員の株価及び業績向上への意識が高まり、これまで以上に意欲的に業務に取り組むことに寄与することが期待されます。

### 【本制度の仕組み】



- ① 当社は、本制度の導入に際し社員株式給付規程を制定します。
- ② 当社は、社員株式給付規程に基づき社員に将来給付する株式を予め取得するために、みずほ信託銀行（再信託先：日本カストディ銀行）に金銭を信託（他益信託）します。
- ③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として当社株式を、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
- ④ 当社は、社員株式給付規程に基づき社員にポイントを付与します。
- ⑤ 本信託は、信託管理人の指図に基づき議決権を行使します。
- ⑥ 本信託は、社員のうち社員株式給付規程に定める受益者要件を満たした者（以下「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当

社株式を給付します。ただし、社員が社員株式給付規程に定める要件を満たす場合には、ポイントの一定割合について、当社株式の時価相当の金銭を給付します。

### 3. 本信託の概要

- (1)名称 : 株式給付信託 (J-ESOP)
- (2)委託者 : 当社
- (3)受託者 : みずほ信託銀行株式会社  
(再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行)
- (4)受益者 : 社員のうち社員株式給付規程に定める受益者要件を満たす者
- (5)信託管理人 : 当社の社員から選定
- (6)信託の種類 : 金銭信託以外の金銭の信託 (他益信託)
- (7)信託の目的 : 社員株式給付規程に基づき信託財産である当社株式等を受益者に給付すること
- (8)本信託契約の締結日 : 2025年2月10日
- (9)金銭を信託する日 : 2025年2月10日
- (10)信託の期間 : 2025年2月10日から信託が終了するまで (特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り信託は継続します。)

<本自己株式処分について>

### 4. 処分の概要

(1) 処 分 期 日	2025年2月10日(月)
(2) 処分する株式の種類及び数	普通株式 25,000 株
(3) 処 分 価 額	1株につき金 4,225 円
(4) 処 分 総 額	105,625,000 円
(5) 処 分 予 定 先	株式会社日本カストディ銀行 (信託E口)
(6) そ の 他	本自己株式の処分については、金融商品取引法による有価証券届出書の効力発生を条件とします。

### 5. 処分の目的及び理由

本自己株式処分は、本制度の運営に当たって当社株式の保有及び処分を行うため、株式会社日本カストディ銀行 (本信託の受託者たるみずほ信託銀行株式会社から再信託を受ける再信託受託者) に設定される信託E口に対し、第三者割当により自己株式を処分するものであります。処分数量については、社員株式給付規程に基づき信託期間中に当社の社員に給付すると見込まれる株式数に相当するもの (2026年2月末日で終了する事業年度から 2030年2月末日で終了する事業年度までの5事業年度分) であり、2024年8月31日現在の発行済株式総数 3,491,900 株に対し 0.72% (2024年8月31日現在の総

議決権個数 34,407 個に対する割合 0.73% (いずれも小数点第 3 位を四捨五入) となります。

#### 6. 処分価額の算定根拠及びその具体的内容

処分価額につきましては、本自己株式処分の取締役会決議日の直前営業日 (2025 年 1 月 23 日) の東京証券取引所における当社普通株式の終値 4,225 円といたしました。取締役会決議日の直前営業日の終値としたのは、株式市場における当社の適正な企業価値を表すものであり、合理的と判断したためです。なお処分価額 4,225 円については、取締役会決議日の直前営業日 (2025 年 1 月 23 日) から遡る直近 1 か月間の終値平均 4,265 円 (円未満切捨) に対して 99.06% を乗じた額であり、同直近 3 か月間の終値平均 4,147 円 (円未満切捨) に対して 101.88% を乗じた額であり、さらに同直近 6 か月間の終値平均 4,113 円 (円未満切捨) に対して 102.72% を乗じた額となっております。上記を勘案した結果、本自己株式処分に係る処分価額は、特に有利なものとはいえ、合理的なものとして判断しております。なお、上記処分価額につきましては、取締役会に出席した監査役 3 名 (うち 2 名は社外監査役) が、特に有利な処分価額には該当しない旨の意見を表明しております。

#### 7. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本自己株式処分は、①希薄化率が 25% 未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないことから、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 432 条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続は要しません。

以 上